

<軽四輪の乗用・自家用車 例>

◎平成18年11月22日に最初の新規検査を受けた車両を購入した場合

平成31年4月1日・・・7,200円(旧税率)

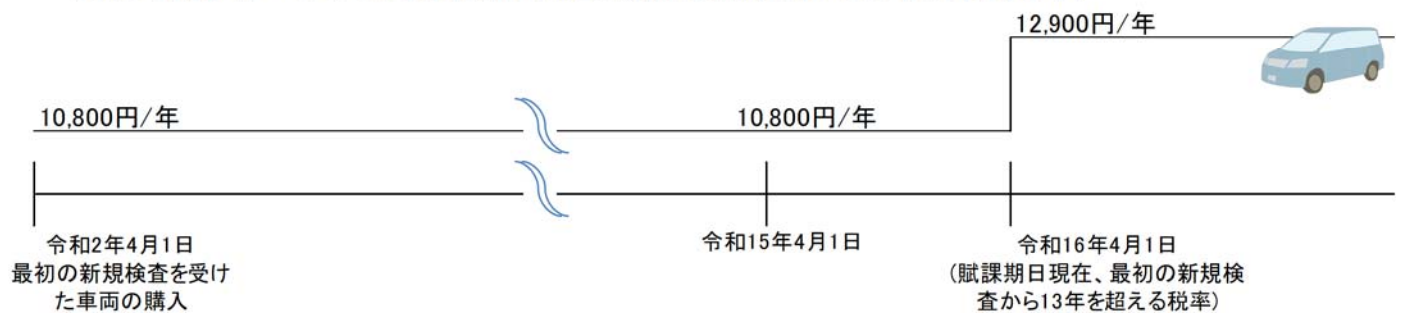
令和2年4月1日・・・12,900円(賦課期日現在、最初の新規検査から13年を超える税率)



◎令和2年4月1日に最初の新規検査を受けた車両を購入した場合

令和2年4月1日・・・10,800円(標準税率)

令和16年4月1日・・・12,900円(賦課期日現在、最初の新規検査から13年を超える税率)



重課税率となる年度の判定は下表のとおりとなります。

初度検査年月	重課適用年度
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度
平成18年4月～平成19年3月	令和2年度